

青森県報

号外第二十九号

平成十五年三月三十一日(月曜日)

目次

訓令

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令……………(人事課)：一

訓令

青森県訓令甲第四号

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成十五年三月三十一日

青森県知事 木村守男

青森県事務専決代決規程の一部を改正する訓令

青森県事務専決代決規程(昭和三十六年九月青森県訓令甲第二十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第六号を削り、同条第五号中「行政組織規則第二十二條の二に規定する室長」を削り、同号を同条第六号とし、同条中第四号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

庁中一般
各出先機関

四 スポーツ振興局長 行政組織規則第十九條の二に規定するスポーツ振興局長をいう。

第二条第十号中「支場長、分場長、局長」を「弘前地域技術研究所長 八戸地域技術研究所長」に、「県南果樹研究センター所長、和牛改良技術センター所長、和牛改良資源センター所長、つがる農産物加工センター所長」を「グリーンバイオセンター所長、畑作園芸試験場長、フラワーセンター21あおもり所長、りんご試験場長、畜産試験場長、林業試験場長、増養殖研究所長、内水面研究所長、下北ブランド研究開発センター所長、農産物加工指導センター所長」に改め、同号を同条第十一号とし、同条中第七号から第九号までを一号ずつ繰り下げ、第六号の次に次の一号を加える。

七 グループリーダー 行政組織規則第十八條の四の二に規定するグループリーダー、行政組織規則第二十三條に規定するグループリーダー及び行政組織規則第二十五条の三に規定するグループリーダーをいう。

第四条第二項中「次長」の下に「(環境生活部にあつては、スポーツ振興局長又は次長)」を加え、同条第四項中「工事検査室長」を「課にグループを置かない課長」に、「課長補佐共通の項並びに庶務担当課長補佐の項第四号及び第十号から第十九号まで」を「グループリーダー共通の項及び庶務担当グループリーダーの項」に改め、同項を同条第五項とし、同条第三項中「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、同項を同条第四項とし、同条第二項の次に次の一項を加える。

3 課長は、当該課長の専決事項のうちから当該部長の承認を得て定める事務について、グループリーダーに専決させることができる。

第四条の二を削る。

第五条第四項中「並びに畜産試験場の養鶏部」を「青森県農林総合研究センターの水稻栽培部、水稻育種部、水田利用部、環境保全部及び病害虫防除室」に、「養鶏部担当の次長」という。「」を「水稻栽培部等担当の次長」という。「藤坂稲作研

究部長、砂丘研究部長、りんご試験場の県南果樹研究センター所長、畜産試験場の養鶏部長、和牛改良技術センター所長及び和牛改良資源センター所長並びに林業試験場の加工技術部長、青森県水産総合研究センターの八戸漁業用海岸局長並びに青森県ふさと食品研究センター農産物加工指導センターのつがる農産物加工センター所長に、「以下同じ」を、「以下この項において同じ」に、「又は次長及び」を、「次長、所長又は局長及び」に、「又は課」を、「課、室、センター（青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センターにあつては、つがる農産物加工センター）又は局」に、「又は次長の」を、「次長、所長又は局長の」に、「支所長に」を、「所属職員に」に、「又は次長に」を、「次長又は所長に」に改め、同条第六項中「（青森県立つくしが丘病院にあつては、看護部長）」を削り、同条第八項及び第九項を次のように改める。

8 別表第五の職の欄に掲げる職にある職員は、事務委任規則の規定により出先機関の長に委任された事務のうち、同表の専決事項の欄に掲げる事務をそれぞれ専決する。

9 別表第六の職の欄に掲げる職にある職員は、事務委任規則第二十二條の規定により出先機関及び支所等の長に委任された事務のうち、同表の専決事項の欄に掲げる事務をそれぞれ専決する。

第六条中「前三條」を「前二條」に改める。

第七條第一項中「から第五條まで」を「及び第五條」に改める。

第九條第二項中「当該事務を担当する」を削り、「県土整備部にあつては、」を「次長二人を置く部のうち、県土整備部以外の部にあつては当該事務を担当する次長、県土整備部にあつては」に改め、同条に次の一項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、当該事務が環境生活部の所掌する事務である場合に於ては、副知事及び環境生活部長がともに不在のときは、当該事務を担当するスポーツ振興局長又は次長がその事務を代決する。

第十條第一項中「当該事務を担当する次長（県土整備部にあつては、事務的事項担当の次長）」を「次長」に改め、同条第二項を削り、同条第三項中「当該部の次長二人」を「次長」に改め、同項を同条第二項とし、同条第四項中「当該部の次長二人」を「次長」に改め、「及び室」を削り、同項を同条第三項とし、同項の次に次の一項を加える。

4 前三項の規定にかかわらず、次長二人を置く部の部長の事務の代決については、次に定めるところによる。

一 部長が不在のときは、当該事務を担当する次長（県土整備部にあつては、事務的事項担当の次長）がその事務を代決する。

二 部長及び当該事務を担当する次長（県土整備部にあつては、事務的事項担当の次長）がともに不在のときは、当該部の他の次長がその事務を代決する。

三 部長及び当該部の次長二人がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

四 部長、当該部の次長二人及び主管課長がともに不在のときは、行政組織規則第八條第一項に規定する当該部の課の順序により課長がその事務を代決する。

第十條第五項を第六項とし、第四項の次に次の一項を加える。

5 前各項の規定にかかわらず、環境生活部長の事務の代決については、次に定めるところによる。

一 環境生活部長が不在のときは、当該事務を担当するスポーツ振興局長又は次長がその事務を代決する。

二 文化・スポーツ振興課の分掌事務のうち環境生活部長が定めるものについて、環境生活部長及びスポーツ振興局長がともに不在のときは、文化・スポーツ振興課長がその事務を代決する。

三 前号の事務以外の事務について、環境生活部長及び当該事務を担当する次長がともに不在のときは、他の環境生活部次長がその事務を代決する。

四 第二号の事務以外の事務について、環境生活部長及び環境生活部次長二人がともに不在のときは、主管課長がその事務を代決する。

五 第二号の事務以外の事務について、環境生活部長、環境生活部次長二人及び主管課長がともに不在のときは、行政組織規則第八條第一項に規定する課の順序により課長がその事務を代決する。

第十一條第一項中「課長補佐」を「当該事務を担当するグループリーダー」に改め、同条第二項を次のように改める。

2 課長及び当該事務を担当するグループリーダーがともに不在のときは、あらかじめ主管部長の承認を得て課長が定めた順序により他のグループリーダーがその事務を代決する。

第十一條第三項中「工事検査室長が不在」を「課にグループを置かない課長が不在」に、「知事」を「主管部長」に、「工事検査室長が指定する」を「課長が指定する」に改め、同条第四項を削る。

第十一條の二を次のように改める。

(グループリーダーの事務の代決)

第十一条の二 グループリーダーが不在のときは、あらかじめ主管部長の承認を得て課長が指定する職員がその事務を代決する。

第十一条の三を削る。

第十二条第三項中「知事」を「主管部長」に改め、同条第五項中「知事」を「健康福祉部長」に改め、同条第六項各号列記以外の部分を次のように改める。

第四項に定めるもののほか、出先機関の長以外の者で第五条の規定により専決権限を有するものの事務の代決については、次に定めるところによる。

第十二条第六項第四号中「看護部長」を「看護局長」に、「副看護部長」を「看護局次長」に改め、同項第六号中「青森県環境保健センターの環境管理部担当の次長」を削り、「及び畜産試験場の養鶏部担当の次長」を「青森県農林総合研究センターの水稻栽培部等担当の次長、藤坂稲作研究部長、砂丘研究部長、りんご試験場の県南果樹研究センター所長、畜産試験場の養鶏部長、和牛改良技術センター所長及び和牛改良資源センター所長並びに林業試験場の加工技術部長、青森県水産総合研究センターの八戸漁業用海岸局長並びに青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センターのつがる農産物加工センター所長」に、「知事」を「主管部長」に改める。

別表第一各課共通(各課専決事項において別に定める場合を除く。)の項の副知事専決事項の欄第三号中「(課長に相当する職の本庁の職員を含む。以下この欄及び部長専決事項の欄において同じ。)」を削り、同項の課長専決事項の欄第十二号、第十二号及び第二十三号中「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、同欄中第三十六号を第三十七号とし、第三十五号を第三十六号とし、第三十四号を第三十五号とし、第三十三号の次に次の一号を加える。

三十四 所属職員に係る管理職員特別勤務手当第三条の規定による管理職員特別勤務実績簿の作成に關すること。

別表第一人事課の項の第六号の部長専決事項の欄イ中「課長補佐及び課長補佐相当職並びに班長及び班長相当職」を「総括主幹及び総括主幹相当職並びに主幹及び主幹相当職」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「班長及び班長相当職」を「主幹及び主幹相当職」に改め、同項の第七号の部長専決事項の欄イ中「出先機関の」を削り、同号の課長専決事項の欄イ中「課長補佐及び課長補佐相当職」を「総括主幹及び総括主幹相当職」に改め、同項の第十二号の課長専決事項の欄中イから八までを削り、二をイとし、同表税務課の項の第一号の部長専決事項の欄八中「第三十五条の五第七号」

を「第三十五条の五第六号」に改め、同表防災消防課の項の第一号の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、二をハとし、ホをニとし、ヘをホとし、同号の課長専決事項の欄中イをロとし、同ロの前に次のように加える。

イ 第四十二条第三項の規定による市町村地域防災計画の作成又は修正の協議に關すること。

別表第一防災消防課の項の第五号の副知事専決事項の欄ロを削り、同号の部長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第十六条(第十七条第二項において準用する場合を含む。)の規定による教育訓練計画の策定及びその変更の承認に關すること。

別表第一防災消防課の項の第七号を次のように改める。

七 その他の事項に關する次のこと。

イ 青森県防災会議の委員の任命及び委嘱に關すること(災害対策基本法第十五条第五項第一号から第四号までに掲げる者に係るものに限る。)	イ 青森県附屬機關に關する条例(昭和三十六年一月青森県条例第十四号)第十一条第二項及び第十四条第二項の規定による幹事の任命に關すること。
ロ 青森県石油コンビナート等防災本部の本部員の任命及び委嘱に關すること(石油コンビナート等災害防止法第二十八条第五項第一号から第三号まで及び第五号に掲げる者に係るものに限る。)	

別表第一企画課の項の第二号を削り、同表文化・スポーツ振興課の項に次の一号を加える。

三 その他の事項に関する次のこと。

イ 青森県交通安全

対策会議の委員の任命及び委嘱に関すること（交通安全対策基本法（昭和四十五年法律第一百十号）第十七条第三項第一号から第三号までに掲げる者に係るものに限る。）。

ロ 青森県附属機関

に関する条例第十八条第一項の規定による特別委員の任命及び第十九条第二項の規定による幹事の任命に関すること。

別表第一国際課の項を削り、同表青少年・男女共同参画課の項に次の一号を加える。

二 その他の事項に関する次のこと。

イ 行政組織規則第

二百四十五条第二項の規定による幹事の任命及び委嘱に関すること（青森県青少年問題協議会に係るものに限る。）。

別表第一原子力安全対策課の項の部長専決事項の欄中イを削り、ロをイとし、八をロとし、二を八とし、ホをニとし、へをホとし、同項の課長専決事項の欄中イをロと

し、同ロの前に次のように加える。

イ 第四十二条第三項の規定による市町村地域防災計画の作成又は修正の協議に関すること。

別表第一自然保護課の項の第三号の副知事専決事項の欄イ中「第十二条第四項」を「第七条第四項」に改め、同欄ロ中「第十三条第三項」を「第八条第三項」に改め、同号の部長専決事項の欄イ中「第十五条第二項」を「第十条第二項」に改め、同欄ロ中「第十七条第三項及び第十八条第三項」を「第十三条第三項及び第十四条第三項」に改め、同欄ハ中「第二十条第二項」を「第二十六条第二項」に改め、同欄ニ中「三十九条第四項、第四十条第一項」を「第五十五条第四項、第五十六条第一項」に、「第四十六条」を「第六十六条」に改め、同項の第六号を次のように改める。

六 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成十四年法律第八十八号）の施行に関する次のこと。

イ 第七条第一項の

規定による特定鳥獣保護管理計画の策定に関すること。
ロ 第十二条第二項の規定による対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限に関すること。

ハ 第二十八条第一

項の規定による鳥獣保護区の指定及び同条第八項の規定によるその指定の解除に関するこ

と。

ニ 第二十九条第一項の規定による特別保護地区の指定及び同条第三項の規定によるその指定の解除に関する

イ 第十条第二項の

規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可の取消しに関すること。
ロ 第二十九条第七項の規定による特別保護地区の区域内における行為の許可及び同項ただし書の規定による鳥獣の保護に支障がないと認められる行為の指定に関する

こと。

ハ 第三十五条第一

項の規定による銃猟制限区域の指定に関する

こと。

ニ 第五十条第三項の規定による狩猟

イ 第九条第一項の

規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可に関すること（二以上の農林水産事務所 の所管区域にわたるものに限る。）。
ロ 第五十五条第一項の規定による狩

猟者登録に関する

こと（県外に住所を有する者に係るものに限る。）。
ハ 第六十一条第一

項の規定による変

更登録に関するこ
と（県外に住所を有する者に係るものに限る。）。
ニ 第七十四条第一

項の規定による

こと。

ホ 第三十四条第一項の規定による休猟区の指定に関すること。

ヘ 第三十五条第一項の規定による銃猟禁止区域の指定に関すること。
ト 第六十八条第一項の規定による猟区の認可に関すること。

チ 第七十一条第一項の規定による猟区管理規程の変更又は猟区の廃止の認可に関すること。
リ 第七十二条第一項の規定による猟区の認可の取消しに関すること。

免許試験の受験の禁止に関すること。
ホ 第五十二条第一項の規定による狩猟免許の取消し並びに同条第二項の規定による狩猟免許の取消し及び効力の停止に関すること。

ヘ 第六十四条の規定による狩猟者登録の取消し及び効力の停止に関すること。
ト 第七十三条第二項において準用する同条第一項の規定による猟区の維持管理に関する事務の委託に関すること。

チ 第七十六条の規定による司法警察員の指名に関すること。

区における狩猟又は鳥獣の捕獲等の承認に関すること。

別表第一健康福祉政策課の項に次の一号を加える。

二十二 県立の大学の教員に係る修学資金の貸与に関する条例（平成九年三月青森県条例第三号）の施行に関する次のこと。

イ 第七条第一項の規定による契約の解除に関すること（同項第二号、第三号及び第六号に

係るものに限る。）
ロ 第十条第二項の規定による返還債務の免除に関すること（同項第二号に係るものに限る。）

別表第一健康医療課の項の第六号中「栄養改善法（昭和二十七年法律第二百四十八号）」を「健康増進法（平成十四年法律第百三十三号）」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第三条第一項」を「第十一条第一項」に改め、同表高齢福祉保険課の項の第三号の副知事専決事項の欄イ中「第九十九条第二項」を「第九十九条第三項」に改め、同表こどもみらい課の項の第一号の副知事専決事項の欄イ中「第五十九条第三項」を「第五十九条第五項」に改め、同項の第三号の副知事専決事項の欄イ中「第十一条（第十九条の二）」を「第十四条（第三十二条）」に改め、同欄ロ中「第十五条の四」を「第二十三条」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第十一条（第十九条の二）」を「第十四条（第三十二条）」に改め、同項の第四号の部長専決事項の欄イ中「第十二条（第二十九条）」を「第十三条（第三十八条）」に改め、同欄ロ中「第十四条第一項第三号（第二十九条）」を「第十五条第一項第三号（第三十八条）」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第十五条（第二十九条）」を「第十六条（第三十八条）」に改め、同欄ロ中「第十六条（第二十九条）」を「第十七条（第三十八条）」に改め、同欄ロ中「第十八条（第二十九条）」を「第十九条（第三十八条）」に改め、同表障害福祉課の項の第二号の副知事専決事項の欄イ中「第一条の二第三項」を「第三条第三項」に改め、同項の第三号の副知事専決事項の欄ロイを八とし、同八の前に次のように加える。
イ 第十五条の二十二第一項の規定による指定居宅支援事業者の指定の取消しに関すること。
ロ 第十五条の三十第一項の規定による指定知的障害者更生施設等の指定の取消しに関すること。

別表第一障害福祉課の項の第三号の部長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第十五条の五第一項の規定による指定居宅支援事業者の指定に関すること。
ロ 第十五条の十一第一項の規定による指定知的障害者更生施設等の指定に関すること。

別表第一障害福祉課の項の第三号の課長専決事項の欄イを削り、同項の第四号の副知事専決事項の欄ロ中「第五十九条第三項」を「第五十九条第五項」に改め、同表商

工政策課の項の第七号の副知事専決事項の欄イ中「役員等の」を削り、同号の部長専決事項の欄中二からへまでを削り、トをニとし、チをホとし、同ホの次に次のように加える。

ヘ 第一百零二条第二項の規定による事業規程の変更の命令に関する事

別表第一商工政策課の項の第七号の部長専決事項の欄中リをトとし、又をチとし、ルをリとし、ヲを又とし、同欄に次のように加える。

ル 第一百五十五条の規定による特定市町村の長との協議に関する事

別表第一商工政策課の項の第七号の課長専決事項の欄に次のように加える。

イ 第十六条第一項第二号イの規定による特定計量器の検定に関する事

ロ 第十六条第三項の規定による車両等装置用計量器の装置検査に関する事

ハ 第十七条第一項の規定による指定製造者の指定に関する事

ニ 第十九条第一項の規定による特定計量器の定期検査に関する事

ホ 第二十一条第三項の規定による期日及び場所の指定に関する事

ヘ 第九十一条第一項の規定による品質管理の方法の検査に関する事

ト 第二百二条第一項の規定による基準器検査に関する事

チ 第七十七条の規定による計量証明の事業の登録に関する事

リ 第一百六条第一項の規定による特定計量器の計量証明検査に関する事

又 第二百二十七条第三項の規定による計量管理の方法の検査に関する事

別表第一商工政策課の項の第十一号を削り、同表文化観光推進課の項を削り、同表労政・能力開発課の項の次に次のように加える。

文化観光推進課	<p>一 旅行業法（昭和二十七年法律第二百三十九号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第七条第五項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による旅行業の登録の取消しに関する事</p> <p>ロ 第十九条第一項の規定による旅行</p>	<p>イ 第三条の規定による旅行業及び旅行者代理業の登録に関する事</p> <p>ロ 第六条の三第一項の規定による旅行業の有効期間の更新の登録に関する事</p> <p>ハ 第六条の四第一</p>
---------	--	---

業者等の業務の停止の命令及び登録の取消しに関する事

項の規定による旅行者の変更登録に関する事

二 第七条第四項（第八条第三項及び第九条第二項において準用する場合を含む。）の規定による催告に関する事

ホ 第十二条の第二項の規定による旅行業約款の認可及び変更の認可に関する事

イ 第三条の規定による通訳案内業の免許に関する事

二 通訳案内業法（昭和二十四年法律第二百十号）の施行に関する次のこと。

イ 第十四条第一項の規定による通訳案内業の免許の取消し及び営業の停止の命令に関する事

三 工事の施行に関する次のこと。

イ 一件の設計額が二億六千万円以上三億九千万円未満の工事の施行に関する事

イ 一件の設計額が一億三千万円以上二億六千万円未満の工事の施行に関する事

イ 一件の設計額が一億三千万円未満の工事の施行に関する事

ロ 当初契約予定価格が三億九千万円以上五億円未満の工事の設計変更に関する事

ロ 当初契約予定価格が二億六千万円以上三億九千万円未満の工事の設計変更に関する事

ロ 当初契約予定価格が二億六千万円未満の工事の設計変更に関する事

<p>四 その他の事項に関する次のこと。</p>	<p>イ 観光宣伝に関すること。</p>	<p>イ 観光に係る調査に関すること。 口 物産の紹介及びあつせんに関すること。 八 貿易関係の調査及び情報の提供に関すること。</p>
<p>国際課</p>	<p>一 旅券法（昭和二十六年法律第二百六十七号）の施行に関する次のこと。 二 その他の事項に関する次のこと。</p>	<p>イ 海外移住の啓発及び推進に関すること。 イ 第七条第一項の規定による旅券の交付に関すること。</p>
<p>別表第一農林水産政策課の項の第二号から第五号までを削り、同表団体経営改善課の項の第五号の部長専決事項の欄イ中「第十一条の四」を「第十一条の五」に改め、同欄口中「第十一条の七第一項ただし書」を「第十一条の八第一項ただし書」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第十一条の三」を「第十一条の四第一項及び第三項」に改め、同欄口中「第十五条の三」を「第十五条の二」に改め、同項の第十一号の部長専決事項の欄ホを削り、同号の課長専決事項の欄ニ中「漁業再建整備特別措置法」を「漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法」に改め、同表構造政策課の項の第八号の部長専決事項の欄イ中「青森県農村開発公社」を「社団法人青い森農林振興公社」に改め、同号を同項の第十二号とし、同項の第七号の次に次の四号を加える。</p> <p>八 地力増進法（昭和五十九年法律第三十四号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第四条第一項の</p>		

<p>規定による地力増進地域の指定に関すること。 口 第五条の規定による対策調査の実施に関すること。 八 第六条第一項の規定による地力増進対策指針の策定に関すること。 二 第八条の規定による改善状況調査の実施に関すること。 ホ 第十一条第二項の規定による申出に関すること。</p>	<p>九 植物防疫法（昭和二十五年法律第五十一号）の施行に関する次のこと。 イ 第二十四条第二項の規定による防除計画の策定に関すること。</p>
<p>十 肥料取締法（昭和二十五年法律第二百二十七号）の施行に関する次のこと。 イ 第三十一条第二項及び第三項の規定による普通肥料等の譲渡又は引渡しの際及び禁止並びに登録の取消しに関すること。</p>	<p>イ 第四条第一項及び第二項の規定による普通肥料の登録に関すること。 口 第十二条第二項の規定による普通肥料の登録の有効期間の更新に関すること。</p>

<p>八 第十九条第二項の規定による普通肥料の譲渡の許可に関すること。</p> <p>二 第三十五条第一項の規定による適用除外の肥料の指定に関すること。</p>	<p>十一 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律（平成十一年法律第百十号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第三条第一項及び第三項の規定による導入指針の策定及び変更に関すること。</p>
--	--

別表第一りんご果樹課の項の第七号を削り、同表畜産課の項の第九号の副知事専決事項の欄口及びび八を削り、同号の部長専決事項の欄に次のように加える。

口 第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の設定に関すること。

八 第八十七条の三第一項、第二項及び第十二項の規定による県営土地改良事業計画の変更の手續に關すること。

別表第一畜産課の項の第九号の課長専決事項の欄口中「及び第五項」の下に「（同条第十三項において準用する場合を含む。）」を加え、同表林政課の項の第一号の部長専決事項の欄イ中「採石法（昭和二十五年法律第二百九十一号）及び砂利採取法（昭和四十三年法律第七十四号）」を削り、同欄子中「採石法及び砂利採取法」を削り、同表農村整備課の項の第一号の副知事専決事項の欄中八を削り、二を八とし、ホを削り、へを二とし、同欄ト中「第二項、第七項及び第十二項」を削り、「こと」の下に「（第八十七条の二第一項の規定により行う同項第三号の事業に係るものに限る。）」を加え、同トを同欄ホとし、同号の部長専決事項の欄中クをヤとし、オをクとし、ノをオとし、キをノとし、ウをキとし、ムをウとし、ラをムとし、ナをラとし、ネをナとし、ツをネとし、ソをツとし、レをソとし、タをレとし、ヨをタとし、カをヨとし、同欄ワ中「第八十七条の三第四項及び第五項」を「第八十七条の三第一項、第二項、第四項、第五項、第七項及び第十二項」に、「協議」を「県営土地改良事業

計画の変更の手續」に改め、「こと」の下に「副知事の専決に係るものを除く。」を加え、同ワを同欄カとし、同欄中ヲをワとし、ルの次に次のように加える。

ヨ 第八十七条第一項の規定による県営土地改良事業計画の設定に関すること。

別表第一農村整備課の項の第九号の部長専決事項の欄中イを削り、口をイとし、八を口とし、同表水産振興課の項の第一号の課長専決事項の欄イ中「第十五条の二第一項」を「第十一条の二第一項」に改め、同項に次の一号を加える。

<p>十四 遊漁船業の適正化に関する法律（昭和六十三年法律第九十九号）の施行に関する次のこと。</p> <p>イ 第二十三条の規定による遊漁船業団体の指定の取消しに関すること。</p>	<p>イ 第十九条第一項の規定による遊漁船業者の登録の取消し及び事業の停止の命令に関すること。</p> <p>ロ 第二十条の規定による遊漁船業団体の指定に関すること。</p>	<p>イ 第三条第一項の規定による遊漁船業者の登録（同条第二項の規定による登録の更新を含む。）に関すること。</p>
--	---	--

別表第一監理課の項の第六号の課長専決事項の欄イを削り、同表河川砂防課の項の第九号中「採石法」の下に「（昭和二十五年法律第二百九十一号）」を加え、同号の課長専決事項の欄中八からへまでを削り、トを八とし、チ及びビを削り、同項の第十号中「砂利採取法」の下に「（昭和四十三年法律第七十四号）」を加え、「（事務委任規則第十八条第一項第十二号に掲げる事務を除く。）」を削り、同号の課長専決事項の欄中八からへまでを削り、トを八とし、チを二とし、リ及びヌを削り、同表都市計画課の項に次の一号を加える。

<p>九 その他の事項に関する次のこと。</p> <p>イ 行政組織規則第二百四十五条第一項の規定による幹事の任命及び委嘱に關すること（青</p>

森県都市計画審議
会に係るものに限
る。

別表第一建築住宅課の項の第一号の部長専決事項の欄子中「及び第五十三条第一項第四号の規定による区域の指定等並びに同条第三項第二号の規定による敷地」を、「第二項第二号及び第三号並びに第七項、第五十三条第一項第六号及び第三項第二号、第五十六条第一項第二号並びに別表第三に欄の五の項及び備考の第一号の規定による区域等」に改め、同欄又中「第四項及び第五項」を「から第三項まで、第六十八條の四、第六十八條の五の四第一項及び第二項並びに第六十八條の五の五」に改め、同欄中「及びヲを削り、ワをルとし、カをフとし、ヨをワとし、タをカとし、レをヨとし、同欄ソ中「認定」の下に「並びに同条第三項及び第四項の規定による建築物の許可」を加え、同ソを同欄タとし、同欄ツ中「認定」の下に「同条第二項の規定による建築物の許可及び同条第三項の規定による建築の許可」を加え、同ツを同欄シとし、同欄ネ中「取消し」の下に「及び同条第三項の規定による許可の取消し」を加え、同ネを同欄ソとし、同欄ナを同欄ツとし、同号の課長専決事項の欄口中「第十五条第三項」を「第十五条第四項」に改め、同欄ハ中「第五十二条第七項、第八項及び第十一項、第五十三条第四項第三号、第五十四条の二第一項第二号」を「第五十一条第九項、第十項及び第十三項、第五十三条第四項及び第五項第三号、第五十三条の二第一項第三号及び第四号」に、「第六十八條の四第四項、第六十八條の五第二項」を「第六十八條の三第四項、第六十八條の五の二第二項」に改め、同項の第三号の部長専決事項の欄イを次のように改める。

イ 第四条第二項の規定による措置の要請に関すること。

別表第一建築住宅課の項の第三号の部長専決事項の欄口を削り、同欄ハ中「第九条」を「第十二条」に改め、同ハを同欄口とし、同欄ニ中「第十一条第一項」を「第十四条第一項」に改め、同ニを同欄ハとし、同項の第十四号の部長専決事項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十号八、第六十二条の三第四項第十号八」を「第三十一条の二第二項第十号八、第六十二条の三第四項第十号八」に改め、同号の課長専決事項の欄イ中「第三十一条の二第二項第十号八、第六十二条の三第四項第十号八」を「第三十一条の二第二項第十号八、第六十二条の三第四項第十号八」に改め、同欄口中「第三十一条の二第二項第十号八」を「第三十一条の二第二項第十二号二、第六十二条の三第四項第十二号二」に改め、同項に次の一号を加える。

二十一 その他の事項に関する次のこと。

イ 行政組織規則第二百四十五条第二項の規定による幹事の任命及び委嘱に関すること（青森県建築審査会に係るものに限る。）

別表第一の二中「第四条の二、第十一条の三」を削り、

課長補佐
庶務担当課長補佐
給与事務担当人事課長補佐
物品調達事務担当経理課長補佐

を

グループリーダー
グループリーダー共通
庶務担当グループリーダー
人事課給与事務担当グループリーダー
経理課物品調達事務担当グループリーダー

に改める。

別表第二給料表の適用範囲（昭和三十二年十一月人事委員会規則七 三八）第六条第二号から第十九号までに掲げる試験研究機関等である出先機関の項中「第十九号」を「第七号」に改め、同表農林水産事務所の項の第一号を次のように改める。

一 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の施行に関する次のこと。

イ 第九条第一項の規定による鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等の許可、同条第七項の規定による許可証の交付、同条第八項の規定による従事者証の交付、同条第九項の規定による許可証及び従事者証の再交付、同条第十一項の規定による許可証及び従事者証の返納並びに同条第十二項の規定による捕獲等又は採取等の結果の報告に関すること（二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係るものを除く。）。

ロ 第三十五条第三項の規定による銃猟制限区域内における銃猟の承認に関すること。

- ハ 第三十九条第一項の規定による狩猟免許に関する事。
 - ニ 第四十一条の規定による狩猟免許試験の実施に関する事。
 - ホ 第四十三条の規定による狩猟免許の交付に関する事。
 - ヘ 第四十六条第一項の規定による狩猟免許の記載事項の変更の届出の受理及び同条第二項の規定による狩猟免許の再交付に関する事。
 - ト 第五十条第一項の規定による狩猟免許試験の受験の停止又は合格の決定の取消しに関する事。
 - チ 第五十一条の規定による狩猟免許の有効期間の更新に関する事。
 - リ 第五十四条の規定による狩猟免許の返納に関する事。
 - ヌ 第五十五条第一項の規定による狩猟者登録に関する事（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。
 - ル 第六十条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の交付に関する事（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。
 - ヲ 第六十一条第一項の規定による変更登録 同条第四項の規定による登録事項の変更の届出の受理並びに同条第五項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の再交付に関する事（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。
 - ワ 第六十三条の規定による狩猟者登録の抹消に関する事（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。
 - カ 第六十五条の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の返納に関する事（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。
 - コ 第六十六条の規定による狩猟の結果の報告に関する事（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。
 - ク 第七十五条第一項の規定による報告の徴収に関する事（本庁で処理するものを除く。）。
- 別表第二農林水産事務所の項中第六号を削り、第五号を第六号とし、第二号から第四号までを一号ずつ繰り下げ、第一号の次に次の一号を加える。
- 二 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成十四年環境省令第二十八号）の施行に関する事。
 - イ 第七条第十項及び第十一項の規定による住所等の変更の届出の受理 同条第十二項の規定による許可証の亡失の届出の受理並びに同条第十三項の規定による従事者証の亡失の届出の受理に関する事（二以上の農林水産事務所の所管区域にわたる鳥獣の捕獲等又は鳥類の卵の採取等に係るものを除く。）。

- ク 第五十条の規定による狩猟免許の亡失の届出の受理に関する事。
 - ハ 第六十五条第十項の規定による狩猟者登録証及び狩猟者記章の亡失の届出の受理に関する事（県外に住所を有する者に係るものを除く。）。
- 別表第二計量検定所の項を削り、同表県土整備事務所の項の第一号に次のように加える。
- ト 第三十一条第一項の規定による報告の徴収に関する事（本庁で処理するものを除く。）。

- 別表第二県土整備事務所の項の第二号に次のように加える。
 - チ 第五十三条第一項第三号に掲げる者に係る同項の規定による報告の徴収に関する事（本庁で処理するものを除く。）。
 - 別表第二県土整備事務所の項に次の一号を加える。
 - 三 建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律の施行に関する事。
 - イ 第二十一条第一項の規定による解体工事業者の登録（同条第二項の規定による登録の更新を含む。）に関する事。
 - ロ 第二十五条第一項の規定による登録事項の変更の届出の受理に関する事。
 - ハ 第二十六条の規定による解体工事業者登録簿の閲覧に関する事。
 - ニ 第二十七条第一項の規定による解体工事業の廃業等の届出の受理に関する事。
 - ホ 第二十八条の規定による登録の抹消に関する事。
 - ヘ 第三十七条第一項の規定による報告の徴収に関する事（本庁で処理するものを除く。）。
- 別表第二の二中

を

青森県産業技術開発センター次長	青森県産業技術開発センター総務普及部長
青森県工業試験場の庶務担当の次長	青森県工業試験場総務普及部長
青森県機械金属技術研究所次長	青森県機械金属技術研究所総務普及部長
青森県工業総合センター次長	青森県工業総合センター総合企画室長

に、

を

に改め、

を削り、「知事」を「健康福祉部長」に改める。

別表第三支所長共通の項の第一号中「以下」の下に「この項において」を加え、同項の第五号中「支所長」を「所属職員」に改める。

青森県農業研究推進センター総務室長	青森県農業研究推進センターの庶務担当責任者
青森県グリーンバイオセンター次長	青森県グリーンバイオセンター総務室長
青森県農業試験場総務室長	青森県農業試験場の庶務担当責任者
青森県畑作園芸試験場総務室長	青森県畑作園芸試験場の庶務担当責任者
フラワーセンター21あおもり次長	フラワーセンター21あおもり総務室長
青森県りんご試験場総務室長	青森県りんご試験場の庶務担当責任者
青森県畜産試験場総務室長	青森県畜産試験場の庶務担当責任者
青森県農林総合研究センター総務室長	青森県農林総合研究センターの庶務担当責任者
青森県水産総合研究センター総合企画室長	青森県水産総合研究センターの庶務担当責任者
青森県ふるさと食品研究センター次長	青森県ふるさと食品研究センター総合企画室長
青森県林業試験場総務室長	青森県林業試験場の庶務担当責任者
青森県水産試験場総務室長	青森県水産試験場の庶務担当責任者
青森県水産増殖センター総務室長	青森県水産増殖センターの庶務担当責任者

別表第四院長の項の第二号中「看護局長及び看護部長」を「及び看護局長」に改め、同表事務局長の項の第三号中「こと」の下に「（看護局長の専決に係るものを除く。）」を加え、同表看護局長看護部長の項を次のように改める。

看護局長 一 看護局の職員（看護局長を除く。）の勤務時間の割振りに関すること。

別表第四の二中

を

に、

を

青森県産業技術開発センター次長	青森県産業技術開発センター総務普及部長
青森県工業試験場の庶務担当の次長	青森県工業試験場総務普及部長
青森県機械金属技術研究所次長	青森県機械金属技術研究所総務普及部長
青森県工業総合研究センター次長	青森県工業総合研究センター総合企画室長
青森県農業研究推進センター総務室長	青森県農業研究推進センターの庶務担当責任者
青森県グリーンバイオセンター次長	青森県グリーンバイオセンター総務室長
青森県農業試験場総務室長	青森県農業試験場の庶務担当責任者
青森県畑作園芸試験場総務室長	青森県畑作園芸試験場の庶務担当責任者
フラワーセンター21あおもり次長	フラワーセンター21あおもり総務室長
青森県りんご試験場総務室長	青森県りんご試験場の庶務担当責任者
青森県畜産試験場総務室長	青森県畜産試験場の庶務担当責任者

青森県農林総合研究センター総務室長	青森県農林総合研究センターの庶務担当責任者
青森県水産総合研究センター総合企画室長	青森県水産総合研究センターの庶務担当責任者
青森県ふるさと食品研究センター次長	青森県ふるさと食品研究センター総合企画室長

青森県農林業試験場総務室長	青森県農林業試験場の庶務担当責任者
青森県水産試験場総務室長	青森県水産試験場の庶務担当責任者
青森県水産増殖センター総務室長	青森県水産増殖センターの庶務担当責任者

を削り、同表専決事項の欄第一号中「課長補佐」を「グループリーダー並びに青森県農林総合研究センターの畑作園芸試験場の畑作園芸試験場長、りんご試験場のりんご試験場長、畜産試験場の畜産試験場長及び林業試験場の林業試験場長、青森県水産総合研究センターの増養殖研究所の増養殖研究所長及び内水面研究所の内水面研究所長並びに青森県ふるさと食品研究センターの下北ブランド研究開発センターの下北ブランド研究開発センター所長及び農産物加工指導センターの下北ブランド研究開発センターの農産物加工指導センター所長」と改め、同欄第二号から第六号までの規定中「こと」の下に「(研究センターの試験場等の長が処理するものを除く。）」を加え、同表に次のように加える。

青森県農林総合研究センター畑作園芸試験場の畑作園芸試験場長	あらかじめ農林水産部長の承認を得て青森県農林総合研究センター所長が指定する職員
青森県農林総合研究センターりんご試験場のりんご試験場長	一次に掲げる事務で、青森県農林総合研究センター所長、青森県水産総合研究センター所長又は青森県ふるさと食品研究センター所長が指示する金額の範囲で執行するもの(人事課給与事務担当グループリーダーが処理するものを除く。)

青森県農林総合研究センター畜産試験場の畜産試験場長	青森県農林総合研究センターの庶務担当責任者	その他の費目(給料、交際費、食糧費及び公有財産購入費を除く。)
青森県農林総合研究センター林業試験場の林業試験場長	青森県農林業試験場の庶務担当責任者	一件の金額が百二十万円未満の支出負担行為に関するもの。
青森県水産総合研究センター増養殖研究所の増養殖研究所長	青森県水産総合研究センターの庶務担当責任者	報酬、職員手当、共済費、賃金、旅費、役務費、需用費(食糧費を除く。)
青森県水産総合研究センター内水面研究所の内水面研究所長	青森県水産総合研究センターの庶務担当責任者	委託料、使用料及び備品購入費に係る支出命令並びにその他の費目(給料及び交際費を除く。)
青森県ふるさと食品研究センター下北ブランド研究開発センターの農産物加工指導センター所長	青森県ふるさと食品研究センターの庶務担当責任者	が三百万円未満の支出命令に関するもの。
青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センター所長	青森県ふるさと食品研究センターの庶務担当責任者	二 税外諸収入金の徴収及び債権の管理(地方自治法第九十六条第一項第十二号に規定する事項に係るもの及び応訴に係るものを除く。)
		三 収入命令に関するもの。
		四 振替命令及び返納通知に関するもの。
		五 有価証券(公有財産である有価証券を除く。)
		六 歳入歳出外現金及び有価証券の出納通知に関するもの。
		七 物品の管理及び処分に関するもの。

別表第五中「職及び職員」を「職」に改め、十和田食肉衛生検査所のむつ市駐在の職員及び青森県環境保健センターの環境管理部担当の次長の項を削り、同表青森県環境保健センターの環境管理事務所、環境管理事務所長の項の第三号中「特定工場における公害防止組織の整備に関する法律」の下に「(昭和四十六年法律第七号)」

を加え、同項の第六号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令」の下に「(昭和四十六年政令第三百号)」を加え、同項の第七号中「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則」の下に「(昭和四十六年厚生省令第三十五号)」を加え、同表健康福祉こどもセンターの保健部長の項の第十七号の次に次の一号を加える。

十七の二 青森県動物の愛護及び管理に関する条例(平成十四年十二月青森県条例第八十一号)の施行に関する次のこと。

イ 第二十四条第一項の規定による必要な措置の勧告に関すること。

ロ 第二十五条第一項の規定による飼い主からの報告及び資料の徴収に関すること。

別表第五健康福祉こどもセンターの保健部長の項の第二十一号を次のように改める。

三十一 健康増進法の施行に関する次のこと。

イ 第二十条第一項の規定による特定給食施設の届出の受理及び同条第二項の規定による届出事項の変更又は事業の休止若しくは廃止の届出の受理に関すること。

ロ 第二十一条第一項の規定による特定給食施設の指定に関すること。

ハ 第二十二条の規定による特定給食施設の設置者に対する指導及び助言に関すること。

ニ 第二十三条第一項の規定による特定給食施設の設置者に対する勧告に関すること。

ホ 第二十四条第一項の規定による特定給食施設の設置者等からの報告の徴収に関すること。

別表第五健康福祉こどもセンターの福祉部長の項の第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、同号水中「児童居宅生活支援事業」を「児童居宅生活支援事業等」に改め、同ホを同号ニとし、同号中へをホとし、トをへとし、チをトとし、リを子とし、同項の第六号を次のように改める。

六 知的障害者福祉法第二十一条の二第一項の規定による知的障害者居宅生活支援事業等を行う者からの報告の徴収に関すること(大型法人等設置施設の設置者に係るものを除く。)

別表第五健康福祉こどもセンターのこども相談部長の項の第一号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、同表西北地方健康福祉こどもセンター福祉部の鰯ヶ沢町駐在の次長の項の第三号中イを削り、ロをイとし、ハをロとし、ニをハとし、ホをニとし、同項中第四号及び第五号を削り、第六号を第四号とし、第七号を第五号とし、同表西北地方福祉事務所鰯ヶ沢支所の支所長の項の第二号を削り、同表青森県立保健大学事

務局長の項の第一号中「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、同項に次の二号を加える。

二 県立の大学の教員に係る修学資金の貸与に関する条例の施行に関する次のこと。
イ 第十三条の規定による学業成績表の受理に関すること。

三 県立の大学の教員に係る修学資金の貸与に関する条例施行規則(平成九年三月青森県規則第二十号)の施行に関する次のこと。

イ 第七条第一項の規定による返還明細書の受理及び同条第二項の規定による返還方法の変更の承認に関すること。

ロ 第十条の規定による連帯保証人の変更の承認に関すること。

ハ 第十一条の規定による届出の受理に関すること。

別表第五青森県立保健大学事務局次長の項の第一号及び青森県立保健大学総務課長の項の第一号中「課長補佐」を「グループリーダー」に改め、同表青森県立つくしが丘病院総務医事課長の項の次に次のように加える。

青森県工業総合研究センター 一 弘前地域技術研究所の弘前地域技術研究所長	一 青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例(平成十五年三月青森県条例第五号)別表第二第四号のデザインに係る手数料の額の決定に関すること。
青森県工業総合研究センター 一 八戸地域技術研究所の八戸地域技術研究所長	一 青森県工業総合研究センター使用料及び手数料徴収条例別表第二第三号のその他の化学分析又は試験に係る手数料の額の決定に関すること。

別表第五農林水産事務所の漁港漁場整備事務所の漁港漁場整備事務所長の項の次に次のように加える。

青森県農林総合研究センター 一 林業試験場の林業試験場長	一 青森県農林総合研究センター使用料及び手数料徴収条例(平成十五年三月青森県条例第六号)別表第一第四号の木材加工に係る手数料の額の決定に関すること。
---------------------------------	--

別表第五青森県土整備事務所浅虫・駒込ダム建設所のダム建設所長の項中「青森県土整備事務所浅虫・駒込ダム建設所」を「青森県土整備事務所駒込ダム建設所」に改め、同表青森県土整備事務所都市公園事務所の都市公園事務所長の項の第三号中「新青森県総合運動公園」の下に「(特定公園施設を除く。)」を加え、同項の第四号中「新青森県総合運動公園」の下に「(特定公園施設を除く。)」を加え、口を削り、八を口とし、同号二中「(駐在主任の専決に係るものを除く。)」を削り、同二を同号八とし、同項の第五号を削り、同表青森県土整備事務所都市公園事務所の駐在主任の項を削る。

別表第六を次のように改める。

別表第六(第五条関係)

職	専 決 事 項
二以上の出先機関又は支所等が使用している庁舎に入居している出先機関及び支所等の長(指定機関の長を除く。)	一 青森県庁舎管理規則の施行に関する次に掲げる事務で、当該出先機関又は支所等が専ら使用する部分に係るもの。 イ 第五条の規定による立入りの制限等に関すること。 ロ 第八条の規定による退去及び撤去の命令(第三条及び第五条の規定に係るものに限る。)に関すること。 一 当該職が置かれる内部組織が使用している庁舎に係る青森県庁舎管理規則の施行に関すること。
青森県農林総合研究センターの藤坂稲作研究部長、砂丘研究部長、りんご試験場の県南果樹研究センター所長、畜産試験場の養鶏部長、和牛改良技術センター所長及び和牛改良資源センター所長並びに林業試験場の加工技術部長、青森県水産総合研究センターの	

八戸漁業用海岸局長並びに青森県ふるさと食品研究センター農産物加工指導センターのつがる農産物加工センター所長

附 則

この訓令は、平成十五年四月一日から施行する。ただし、別表第一自然保護課の項の第六号の改正規定、別表第二農林水産事務所の項の第一号の改正規定及び同号の次に一号を加える改正規定は同月十六日から、別表第一健康医療課の項の改正規定及び別表第五健康福祉こどもセンターの保健部長の項の第三十一号の改正規定は同年五月一日から施行する。

発行所・発行人 青森市長島二丁目一番一号 青 森 県	印刷所・販売人 青森市古川二丁目一七番五号 東 興 印 刷 株 式 会 社
----------------------------------	---

(毎週月・水・金曜日発行)

定価小口一枚二百十五円一銭